

令和 8 年第 1 回定例会

## 都市建設常任委員会会議概要

委員長 渡 部 伸 広

副委員長 里 村 誠 悦

1 開催日時 令和8年3月6日（金曜日）午前10時29分～午前11時39分

2 開催場所 第4委員会室

### 3 審査案件

議案第73号 青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について

請願第1号 冬季積雪時の市道の融雪段差を防止し、交通の円滑化等を図るため、市道の下水道マンホール蓋の断熱化推進を求める請願

請願第2号 2月11日を「青森市豪雪災害を考える日」として制定することを求める請願

### 4 報告案件

(1) 青森操車場跡地利用計画の改訂について

(2) 事故の報告について

(3) 事故の報告について

(4) 事故の報告について

(5) 事故の報告について

(6) 事故の報告について

(7) 事故の報告について

(8) 事故の報告について

(9) 除排雪車両の事故について

### ○出席委員

委員長 渡部伸広

委員 木戸喜美男

副委員長 里村誠悦

委員 工藤健

委員 赤平勇人

委員 長谷川章悦

委員 中村美津緒

委員 花田明仁

### ○欠席委員

なし

**○説明のため出席した者の職氏名**

企 業 局 長	舘 山 新	水 道 部 参 事	森 田 新
都 市 整 備 部 長	中 井 諒 介	都 市 政 策 課 長	武 田 泰 孝
都 市 整 備 部 理 事	土 岐 政 温	建 築 指 導 課 長	熊 谷 直 之
水 道 部 長	舘 山 公	道 路 維 持 課 雪 対 策 室 長	福 永 宏 治
交 通 部 長	高 野 雅 子	交 通 部 管 理 課 長	今 村 剛 志
都 市 整 備 部 次 長	櫻 田 文 明	関 係 課 長 等	
水 道 部 次 長	川 上 連 太 郎		

**○事務局出席職員氏名**

議 事 調 査 課 主 査	石 田 彩 美	議 事 調 査 課 主 事	笹 雄 貴
---------------	---------	---------------	-------

**○渡部伸広委員長** ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案5件及び請願2件について、ただいまから審査いたします。

議案第73号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 議案第73号「青森市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

なお、このたびの改正につきましては、保健部に関するものも含まれておりますが、都市整備部でまとめて御説明いたします。

資料を御覧ください。

初めに、制定の理由ですが、宅地造成等規制法の改正及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律——薬機法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、1つには、盛土関係でございますが、宅地造成等規制法が抜本的に改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法——盛土規制法が令和5年5月26日に施行されました。本市では、令和8年4月1日に規制区域の指定を行い、許可制度による規制等を開始する予定でありますことから、許可申請手数料を県内統一し、同額の手数料として設定するものであります。

許可申請手数料につきましては、盛土等の面積に応じた手数料金額としており、土地の形質変更の場合、算定例①にありますとおり500平方メートル以内であれば1万6000円、②のように5000平方メートルを超え、1万平方メートル以内であれば9万5000円となります。

土石の堆積の場合は③のように500平方メートル以内であれば1万1000円となります。

許可を要する工事例につきましては、図①、②は土地の形質変更で盛土や切土が一定規模を超えるもの、③は土石の堆積の場合で一定規模以上のものが許可を要する場合となります。

2つには、薬機法関係であります。薬機法等の一部を改正する法律が公布され、また、薬機法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、令和8年5月1日から施行されることに伴い、青森市手数料条例における引用条項の整理が必要となったため改正するものであります。

施行期日につきましては、盛土規制法の改正に伴うものは令和8年4月1日、薬機法の改正に伴うものは令和8年5月1日を予定しております。

資料の2枚目からは、青森市手数料条例の新旧対照表となっております。盛土規制法関係は新設となりますので、改正案のみとなっております。

以上、議案第73号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○**渡部伸広委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。赤平委員。

○**赤平勇人委員** 基本的に、これは盛土の規制強化ということで賛成なんですけれども、1つは規制区域の考え方、市内全域なのか、それともどこか箇所を絞った規制区域の考え方になるのかをお示してください。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 規制区域につきましては、いわゆる隙間のない規制ということが今回のコンセプトになっておりまして、宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域という2つの区域があります。

宅地造成等工事規制区域は、住家が近隣にある市街地のような区域や集落の区域のこと、特定盛土等規制区域はそれ以外の山林等も含めた区域ということで、区域を指定——決めているところであります。

こちらの区域につきましては、令和7年4月1日からわたしの意見提案制度で1か月間、意見を募集し、現在、ホームページで基礎調査の結果を公表しているところであります。

最終的な規制区域の公告につきましては、令和8年4月1日に合わせまして3月下旬に公告することとしておりますが、2つの区域を合わせますと市内全域が規制対象となります。2つの区域につきましては、いわゆる許可申請の対象の面積が若干異なるというところであります。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** もう1点、これから許可申請になるということなので、例えば、メガソーラーの設置に伴い盛土されたところ、切土されたところがあると思います。そういったところの把握といいますか、どこが既に盛土されているのか切土されているのか、過去のものについては、市は把握はできない、できていないということになるんでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 担当課から説明させていただいてもよろしいでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 建築指導課長。

○**熊谷直之建築指導課長** 担当課の建築指導課からお答え申し上げます。

既存盛土のところにつきまして、県と合同で調査しておりまして、把握しております。

〔赤平勇人委員「了解です」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 78 号「青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 議案第 78 号「青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

青森市道路占用料徴収条例は、道路法の規定により徴収する市道の占用料の額及び徴収方法を定めております。

本市では、これまで占用料の額につきましては、道路法施行令別表に規定する国道に係る占用料の額と同額としているところであります。

それでは、お手元の資料 1 を御覧ください。

初めに、提案理由につきましては、道路法施行令の一部が改正されたことから、これを勘案し、本市における道路占用料を改定するため、条例改正を行うものであります。

次に、条例の改正内容についてであります。道路法施行令の一部を改正する政令により、国道について直近の固定資産税評価額を使用し、近年の地価動向を道路占用料へ反映させる見直しが行われることに伴い、本市の道路占用料についても、これまでの改定と同様に道路法施行令に示す額と同額とする見直しを行うものであります。

次に、施行期日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日とするものであります。

続きまして、資料 2 を御覧ください。

今回の条例改正に伴う道路占用料の新旧対照表です。

改定される単価につきましては、おおむね引上げとなっており、本市の道路占用許可の大半を占める電柱やガス管等の物件に係る占用料においては、1 ページの表の一番右側の「差」の欄に記載の額のとおり上昇となります。

以上、議案第 78 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

御説明は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 79 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 議案第 79 号「青森市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

初めに、提案理由についてであります。青森市都市公園条例では、都市公園法に規定されている都市公園の占用に係る使用料等を定めております。

当該占用に係る使用料のうち、電柱、電線、変圧塔、水道管、下水道管、ガス管等の青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料につきましては、昭和 33 年 4 月の旧青森市における都市公園条例の制定以来、道路占用料との均衡を図るため、青森市道路占用料徴収条例に定めている占用料に準じて、その額を定めてきたところであります。

今回、青森市道路占用料徴収条例の一部を改正することから、青森市都市公園条例につきましても、改正後の道路占用料との均衡を図るため、道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料を改定するものであります。

次に、条例の改正内容についてであります。青森市道路占用料徴収条例に定める道路占用物件と同一または類似する物件の占用に係る使用料について、道路占用料と同じ額として改定するものであります。

以上のように、当該条例の一部を改正することとし、施行時期につきましては、本定例会に提案しております青森市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案と同じく、令和 8 年 4 月 1 日とするものであります。

続きまして、資料 2 を御覧ください。

今回の条例改正に伴う占用に係る使用料の新旧対照表です。

これは、青森市都市公園条例の別表 2 から抜粋したもので、今回の改正の対象となる占用に係る使用料について掲載したものであります。

改正後の占用に係る使用料は、道路占用料と同様、引上げとなるものであります。

以上、議案第 79 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

**○渡部伸広委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 81 号「青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。水道部長。

**○館山公水道部長** 議案第 81 号「青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について」、その内容を御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、本条例改正に関する背景といたしまして、令和 6 年 1 月に発生しました能登半島地震において、地元の業者自身が被災したこともあります。宅内配管の工事や排水設備工事は各自治体・水道事業者の条例等により、管理者が指定した工事業者でなければ施行できない制度となっているため、業者の確保が困難となり、特に上下水道設備の復旧に時間を要したとされております。

こうした状況を踏まえ、被災時などに他の自治体・水道事業者が指定した工事業者による工事を可能とするため、供給規程等の改正について検討するよう、国土交通省から各自治体・水道事業者へ通知があったものであります。

そこで、本市におきましても、災害その他非常の場合におきまして管理者が必要と認めるときは、本市以外の自治体等から指定を受けている工事業者でも施行を可能とするよう青森市水道事業条例、青森市下水道条例及び青森市農業集落排水施設条例において、一括して関連条文にただし書等を追加する改正を行うものであります。

施行日につきましては、公布の日からといたします。

資料の 2 ページから 5 ページまでが、各条例改正案の新旧対照表となっております。

以上、議案第 81 号「青森市水道事業条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 81 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 82 号「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。交通部長。

**○高野雅子交通部長** 議案第 82 号「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について」、その内容を御説明申し上げます。

初めに、「1 制定理由」ですが、青森市営一般乗合自動車運送事業における障害者の介護人への普通旅客料金の割引につきましても、これまで身体障害者手帳及び知的障害者に係る療育手帳の交付を受けている者の介護人は、市長において必要と認めた場合に限り適用しております。

令和 7 年 4 月 1 日から東日本旅客鉄道株式会社等において、旅客運賃の割引の対象に精神障害者が追加されたことに伴い、身体障害者手帳及び知的障害者に係る療育手帳と同様に精神障害者保健福祉手帳にも割引適用に必要な障害の程度が明記されました。

これにより、当部におきましても割引対象となる介護人か否かの判別が可能となりましたことから、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人に対しましても同様の割引を適用するため改正するものであります。

次に、「2 改正内容」について御説明申し上げます。

料金の割引に関する改正につきましても、片道普通旅客料金の割引の対象に精神障害者健康福祉手帳の交付を受けている者の介護人を加えるなどの所要の整備を行うものであります。

次に、「3 施行期日」につきましても、令和 8 年 4 月 1 日からといたします。

資料の 2 ページから 3 ページまでが条例改正案の新旧対照表となっており、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人への料金の割引が明記されたほか、関係法令等の所要の整備を行ったところであります。

以上、議案第 82 号「青森市営一般乗合自動車料金条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** これも拡充ということで、大事な取組だと思うので、基本的には賛成なんですけれども、お伺いしたいのは、これは市営バスの取扱いだと思うんですが、市バス等の扱いは今分かりますでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 企業局長。

○**館山新企業局長** 交通部を所管しております管理者から御説明いたします。  
市バスも該当になります。

〔赤平勇人委員「了解です」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第 82 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第 1 号「冬季積雪時の市道の融雪段差を防止し、交通の円滑化等を図るため、市道の下水道マンホール蓋の断熱化推進を求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。企業局長。

○**館山新企業局長** 請願第 1 号「冬季積雪時の市道の融雪段差を防止し、交通の円滑化等を図るため、市道の下水道マンホール蓋の断熱化推進を求める請願」につきまして、水道部の考え方を御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

平成 28 年度に生活道路の下水道マンホール断熱蓋の効果検証のため、当時所管していた環境部が筒井地区の 9 か所に断熱蓋を設置、これを令和 5 年度から水道部が当該断熱蓋を古川・長島地区に移設し、効果検証と維持管理上の課題調査を引き続き行っております。これに加えまして、本年度は桂木地区の 4 か所で、これまでと異なるタイプの断熱蓋を設置し、比較検証を行っております。

現時点での検証結果につきましては、資料中段に記載があるとおりの、断熱性能の比較では、新旧を含めた中蓋タイプのものについては圧雪との段差がほぼないものの、シートタイプでは段差が多少できることから、中蓋タイプのほうが効果があるものと評価しています。

また、耐久性能につきましては、中蓋タイプのものは、メーカーの想定耐用年数が 5 年から 10 年程度となっておりますが、設置後 6 年から 7 年で断熱蓋本体の変形や固定するためのバンドに損傷が確認されており、耐久性に課題があると評価しております。なお、シートタイプのメーカーの想定耐用年数は 5 年となっております、今冬からの検証となりますので、耐久性能については検証中としております。

汎用性能につきましては、いずれの断熱蓋を設置する場合も、マンホール鉄蓋を支えている受枠に固定ベルトを通す手すりが必要となりますが、市内のマンホール約 3 万基のうち、約 5000 基にはこの手すりがないことから、断熱蓋を設置するため

にはマンホール蓋と受枠の取替え工事が必要となります。

コスト面では、中蓋タイプ、シートタイプいずれも1基当たりの設置単価が約3万1000円から約3万8000円であり、仮に市内にある約3万基全てのマンホール蓋に設置した場合、10億円程度の費用が見込まれます。

さらに、マンホール鉄蓋を受枠ごと取り替える必要がある約5000基につきましては、1基当たりの取替え費用が約46万2000円となりますので、約5000基全て取り替えるとすると約23億円の追加費用が発生することになります。

仮に、全てのマンホールに断熱蓋の設置を行った場合、約33億円、耐用年数7年を前提に計画的に整備するとした場合は、年間4億7000万円程度の支出となります。

水道部といたしましては、非常に厳しい財政状況の中で、多額の経費を必要とする下水道老朽管の耐震化や、国が進める全国特別重点調査で緊急度が高いと判定された污水管・雨水管等の早期の改築・修繕などを進めていかなければならないことから、下水道マンホール断熱蓋につきましては、課題検証を継続しつつ、市の雪対策全体の中で検討していくべきものと考えております。

説明は以上となります。

**○渡部伸広委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 昨年も同じ請願が出て、同じことを聞いておりますけれども、今冬も豪雪災害になって、マンホールスポットというんですか——ああいうところに対する苦情等は把握されているのでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 水道部長。

**○館山公水道部長** 今年の調査した結果、マンホール穴に関しての苦情・相談等が101件来ておりました。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 具体的内容とかは、例えばでお示しすることはできますか。

**○渡部伸広委員長** 水道部長。

**○館山公水道部長** 私どもで調査した結果といたしまして、その中で特に車が損傷した、もしくは損傷したと思われる残骸などがあったというのが14か所ありました。

そのほか車の通行に支障があるとか、歩行に支障があると、主にそういった御意見でありました。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 請願の内容にもあるように、一気に全部やるとなると、物すごい多額の費用がかかるということなんですけど、ただ、そういうある程度、苦情が多い場所など把握できてきていると思うんです。そういう場所から計画的にでも進めていくということは、やはり今冬の豪雪災害も踏まえて必要ではないかなと私は思います。

よって、この請願は採択するべきだというふうに私は思います。

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。工藤委員。

○**工藤健委員** この検証の中で、いわゆるマンホールの変形とか、バンドの劣化とかという話がありましたけれども、もしその裏につけている蓋が落下した場合にはどうということになるのでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 水道部長。

○**館山公水道部長** 落下して下水管の詰まりを起こす可能性がありますので、そうした場合には、下水道管からこれを取り出す作業が必要になると考えております。

○**渡部伸広委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 他都市で導入しているもので、そういう不具合は報告されていますか。

○**渡部伸広委員長** 水道部長。

○**館山公水道部長** 他都市のそういった事故ですね。

他都市にも確認しておりまして、各市でも年に1回ですとか2回、そういった事故というのがあったりするということは確認しております。

○**渡部伸広委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** あと、裏蓋をつけると、もちろん凹凸はなくなるわけですが、災害時とか、いわゆる冬期のメンテナンスとかそういうものはどういうふうにやっているのでしょうか。場所がなかなか分からないんですけれども。

○**渡部伸広委員長** 水道部長。

○**館山公水道部長** 特段メンテナンスというよりは、詰まったりとか、下水管に異常があった場合に対して、蓋を開ける必要性というのは、冬期でも必ずあります。なので、圧雪になってしまうと場所が分からなくなるという課題はあろうかと思えます。

○**渡部伸広委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** あと、予算のこともあるんでしょうけれども、多分、水道部としては雪がなければかからない予算で、もちろん除排雪と一緒に考えていかなければならないと思うんですけれども、ただ、私の町内にもそういう箇所が何か所もありまして、やはり、どすんといくとびっくりします。

事故にもならないとは限らないので、通行量が多いところとか、そういうところは、やはり少しずつでも手をかけたほうが私はいいと思います。一気に全部やれということではもちろんないので。ですから、年々少しずつ予算を何とかして、そういう危険性のあるところは設置をしていっていただきたいと賛成の立場です。

○**渡部伸広委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 今、工藤委員からお話がありまして、私もまさにそれを聞こうと思ったんですけれども、今のお話を受けて、私なりの、ちょっと御質問なんですけれども、これ、費用は——やるとしたらですよ。いきなり全部は難しいと思うん

ですけれども、やるとしたら、これは水道部からの費用になりますよね。

**○渡部伸広委員長** 水道部長。

**○館山公水道部長** 他都市も、やはり下水道事業会計からの支出ですので、同様になろうかと思えます。

**○渡部伸広委員長** 中村委員。

**○中村美津緒委員** そうすることによって、先ほど老朽化したいろんな配管を直さないといけないという優先順位がありますよね。

そういった中で、私は前からずっと危惧しているのが、上下水道料金の値上げ、いつか来るかもしれない。それが早まるっていうことはないですよ。

**○渡部伸広委員長** 水道部長。

**○館山公水道部長** これから長期の、また計画の見直しをしまして、その中で検討していくことになるので、いきなりということはないんですけども、ただ、この老朽管の更新含め、この断熱蓋という話にもなりますと、それらも含めた料金の設定をどうするかという、そういった検討がこれから必要になるかと考えております。

[中村美津緒委員「ありがとうございます」と呼ぶ]

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

請願第1号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第1号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○渡部伸広委員長** 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第2号「2月11日を『青森市豪雪災害を考える日』として制定することを求める請願」を議題といたします。

本請願に対する市当局の意見等について説明を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 請願第2号「2月11日を『青森市豪雪災害を考える日』として制定することを求める請願」について、市の考え方を御説明いたします。

今冬の記録的な豪雪に対して、本市では最大限の体制で対応し、当該事案が発生した地区におきましては、2月11日の直近では2月6日から連日作業をしておりますものの除排雪作業が追いつかず、作業遅延が生じることとなり御不便と御不安等をおかけしましたことから、今後はスピードを重視した緊急除雪の運用方法について検討してまいります。

請願者が求める緊急車両の通行確保につきましては、道路管理者である市はふだんから路面の穴や損傷などの確認及び処置を行っているなど、特定の日に限定しているものではなく、市民からの情報提供や職員総パトロール制度などによる情報収集に努め、特に冬期間におきましてはこれら情報収集のほか、除排雪パトロールによる現地確認を行い除排雪指令を発出しております。

道路の検証・点検は特定の日を定めて行ってはおらず、日々点検等を行い、道路管理に努めているところであります。

以上でございます。

**○渡部伸広委員長** これより質疑を行います。御質疑ありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 今の御説明だと、緊急の点検等ではなくて、ふだんからそういったものはやっているということだったと思うんですけども、今冬は今までにない本当に大きな豪雪災害だったというふうに思います。

それで1つ、市としての認識をお伺いしたいと思うんですけども、一般質問でも緊急車両の話なんかは多数出されている中で、都市整備部の考えとして、この除排雪の遅れによって緊急車両の遅れが生じた——結果として、緊急車両の遅れも生じた、この除排雪の遅れの影響によってこうした事態も起きたと。言わば、それが豪雪災害の1つの中の要因——1つだと思うんですけども、そういった遅れも生じたよね、除排雪の遅れによってこうした影響もあったよねという、これ自体は認めることができますよね。

まず、そこの確認をさせてください。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 今、赤平委員がおっしゃったことは、そのとおりだと認識しております。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** やはり除排雪——今冬は特に豪雪災害によって除排雪が遅れた。その結果として緊急車両にも遅れが生じて、そして、一般質問では火災の話なんかもありましたけれども、その結果として、やっぱり私は救えたはずの命が1つ救われなかったと、救うことができなかったという、そういうような事態があったというふうに思います。

それで、常時警戒体制を整えているということなんですが、それは今冬も整えていたことは当然だと思うんですけども、ただ、整えていた中でも実際起こったことだというふうに思うんですね。それを考えれば、今冬は過去に例のない規模の豪雪災害だったと。こうした事態を絶対に同じことを繰り返さない、そういう決意は必要だと思います。なので、抜本の見直しも必要なわけですけども、その決意も市としても持つべきだと思います。

やっぱりそういった意味でも、現在の見直し——抜本の見直しを行ったその内容が果たして十分な機能を発揮しているのかということもシーズン中に不断の検証と

いうのは私は必要だと思うんです。そういった意味からも、この請願は採択する意義があるというふうに思います。

以上です。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。里村委員。

**○里村誠悦委員** 私もこれに賛成なんですけれども、なぜかという、今、雪の質がまるっきり違う。最初からぬれ雪で、もうとにかく重い。もうそういうふうになってしまったということは、今まで我々が経験したことの無い雪であると。

木の折れ方もそうです。普通の雪であれば、さらさらと下がる——枝が下がりますと、またぽんと上がるんですけれども、今の雪は下がったらまた雪が降ると、またそれについてまた引っ張ります。またそれで引っ張って折れてしまいます。

ですから、雪が全部違う。降り方が違う。それもやはり市民の皆さんも、理解しないといけない。青森市民全員で、この雪を考えなきゃいけない。機械も変えなきゃいけない。考え方を変えなきゃいけないという。

そういう痛ましい事故がありましたけれども、それとともにやはりこの雪を本気で考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

以上です。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。木戸委員。

**○木戸喜美男委員** 今回この豪雪災害ということで、1人の命が亡くなっているという事です。

やっぱり雪が解けてしまうと忘れてしまう。よって、そうでなくて、こういった青森市豪雪災害を考える日というのをも制定してもいいのではないかなと私は思っております。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。長谷川委員。

**○長谷川章悦委員** あえてこの考える日を制定しなくても、やっぱりふだんからいつも災害がいつ起きてもという心構えは持つておくべきであるし、あえてそこまでやる必要あるのかなと。

青森の状況を見れば、かなり厳しい状況だったとは思いますが。我々は浪岡地区だから、そんなに大きな災害という問題はないわけですが。

ですから、それぞれやっぱりみんな災害に備えているということであれば、あえて制定する必要は私はないと思います。

以上です。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。工藤委員。

**○工藤健委員** まず、亡くなられた方には心からお悔やみ申し上げます。

いろいろ考えましたけれども、今回の事故については、まず豪雪における除排雪体制の遅れというのが1つですね。それで、あと冬期間の緊急車両の通行確保ということと、あとは、お風呂上がりと聞いておりますけれども、急激な温度差による心疾患のリスクということもあったんだと思います。

こういう事象が重なって命に関わる悲しい結果になったわけですがけれども、とても残念な事故だったと思っています。

1つ市のほうにお伺いしたいのは、この事故は雪害であるという認定はされているのでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 雪害であるという認定——様々な複合的要因——一般質問でも市の答弁で申し上げてきましたけれども、そういう部分によってというところからすると、雪がたくさん降り過ぎたという部分もないとは言えないというふうに考えております。

**○渡部伸広委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** ただ、災害救助法の中で、いわゆるこの前、議会のあれでは亡くなった方、雪害は3名の方が亡くなったという中には含まれていないです。

それで、弔慰金とかが出るんですけれども、昨日、中田議員が災害関連死としての認定がされないかどうかというのは、これは審査会——たしか去年、補正予算でできた審査会に諮って、もし可能であれば、きちんとそれは審査してもらいたいと思います。これがまず1つです。

その上で、2月11日を青森市豪雪災害を考える日として制定してはどうかということなんですけれども、追悼の日とするのであれば、ほかにも亡くなった方がいらっしゃると思います。私の知っている方も亡くなりました。その方には、もちろん家族も友人もおりますけれども、その方の亡くなった経緯にも物語があります。

市が特定の事項、個別の不幸を行政が扱うといいますか、制度化するということには正直少し違和感があります。

むしろ緊急車両の通行を含めて、除排雪含めて、政策の検証とか、雪が終わった時期にある程度まとめて年次検証の報告とか救急搬送体制の検証をして、もちろん雪と一緒に危機感も解けてしまわないように、早いうちに、冬の間亡くなった方を含めて、全ての方を含めて追悼を行うというのであれば、私は理解できます。

むしろ検証して、きっちり検証して、雪の中で亡くなった方を追悼するということも含めて考えるという意味では、私は雪が降っている最中の日というのは、それどころでないと思うんですよね。

気持ちとしては分かります。去年こういうことがあったので気をつけようというのは分かるんですけれども、除排雪作業しているその期間中というのは多分皆さん緊張していると思うので、やはり検証したときに、しっかりその期間の反省として亡くなった方を含めて、そういう日を制定するという意味では分かりますが、今回の件に関しては、私は賛成できかねます。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。中村委員。

**○中村美津緒委員** まず、理事のみならず、理事者の皆さんにもお話ししたいんですけれども、再三この都市建設常任委員会でも言いましたけれども、議場でも私

たち議員に対してのみならず、市民に対しても説明しているんだっていうのをまず自覚してほしいんですね。今ここには委員がいますけれども、市民に対しても同じメッセージを言っているっていうのと同じなんですよ。

理事、さっき連日作業している、ふだんから作業している、日々点検しているってお話ししましたよね。であれば、こういうのって起きるはずがないんですよ。やってないでしょ、連日作業。ここの筒井地区やりましたか、連日作業。ふだんから入りましたか。入ってないでしょ。日々点検してるか。してないからこういうこと起きたでしょう。これ、遺族を目の前にして言えるか。とてもじゃないけれども、なんて答弁だと思って。

先ほど工藤委員おっしゃいましたけれども、遺族、そして助けた方は——皆さんにも説明しましたけれども、屋根から落ちた雪で亡くなったり、屋根から落ちたり、そして亡くなったりすると皆さんに認知されます。報道されます。でも、こういった目に見えない一生懸命、正義感で助けようとしたけれども、自分で命を惜しくも落としてしまった。これ、誰かが発信しないと認知されないし、遺族だとか、ほかにもいろんなこういった関連死、やっぱり忘れちゃいけない、風化させちゃいけないと思うんですよね。だからこそ、この2.11。1回、もう1回、何回でも、思い出すたびに気をつけようという、僕はこれ絶対大事だと思います。

だから、議場でもこういう場でもやっぱり発言を気をつけるべきですよ。

私は賛成します。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

請願第2号については、不採択とすべきとの意見がありましたので、起立により採決いたします。

請願第2号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○渡部伸広委員長** 起立多数であります。

よって、請願第2号は、採択すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

( 審 査 終 了 )

**○渡部伸広委員長** 次に報告事項に入ります。

初めに、「青森操車場跡地利用計画の改訂について」報告を求めます。都市整備部

長。

**○中井諒介都市整備部長** 青森操車場跡地利用計画の改訂について、御報告いたします。

本計画につきましては、平成 25 年 3 月に青森操車場跡地利用計画審議会からの答申を受け、平成 31 年 3 月に同跡地の利活用の方向性について定めたものとなっており、このたび、計画改訂の案について取りまとめたことから、その概要等について御説明させていただきます。

資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 改訂理由」ですが、本計画は、策定から約 7 年が経過し、1 つに、青森市総合体育館、東西用地における道路や緑地、多目的広場の整備を進め、順次、供用が開始されたこと、2 つに、浜田中央公園・県営スケート場周辺を統合新病院の整備候補地とする共同経営・統合新病院に係る基本計画を策定し、整備に向けた検討が進められていること、3 つに、青森市屋内グラウンドを同跡地の南側の県有地部分に整備する方針を策定する見込みであること、4 つに、同跡地利用者のほか統合新病院の利用者にとって利便性の高い交通結節点としての機能強化を図る必要があることなど同跡地周辺を取り巻く環境が大きく変化していることから、このたび、計画の見直しを行うものであります。

次に、「2 主な改訂内容」ですが、上段に記載の「現状」は、これまでに整備した内容を図示しており、下段の「整備イメージ」には、本計画の策定時から示してありました鉄道駅・自由通路、駅前広場、アクセス道路及び駐車場・緑地等の整備に加えまして、新たに南側の県有地部分において（仮称）新青森市屋内グラウンド・駅前広場機能等を整備することとして整理しております。

最後に、「3 改訂スケジュール」ですが、1 月 29 日付で青森県に対して改定案について意見照会しており、3 月下旬までに本計画を決定、公表を行うこととしております。

以上が概要等ではありますが、計画案の本文につきましては資料 2 のとおりであります。

説明は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」は関連する 2 件の事故について、一括で報告を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 公園樹からの落雪事故及び街路樹の枝折れ落下事故について、お手元に配付しております資料に基づき御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

事故の発生は、令和 8 年 1 月 30 日金曜日、午後 4 時頃、市道青柳松原線の勝田二

丁目付近において、平和公園の樹木に堆積していた雪が落下し、走行していた車両のフロントガラス及びガラスセンサーを損傷させたものであります。

事故発生時は1月20日からの断続的な降雪により、樹木に多くの雪が堆積したことが落雪の原因と想定されます。

今回の事故につきましては、幸いけが人はなく、市が加入している保険の引受会社と協議しながら、損害賠償について相手方と交渉中であります。

続きまして、資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和8年2月2日月曜日、午後6時30分頃、市道桜川3号線の桜川二丁目付近において、長さ約2メートル、直径約10センチメートルの街路樹の枝が落下し、走行していた車両のボンネット及び助手席側ドア及びドアミラーピラーを損傷させたものであります。

1件目の事故同様に、事故発生時は1月20日からの断続的な降雪により、樹木に多くの雪が堆積したことが枝折れ落下の原因と想定されます。

今回の事故につきましても、幸いけが人はなく、市が加入している保険の引受会社と協議しながら、損害賠償について相手方と交渉中であります。

公園樹及び街路樹の堆雪状況の確認につきましては、これまで担当課職員による巡回パトロールの際に、大量の堆雪や雪塊を確認した場合には、雪下ろし作業等を行ってきたところではありますが、今回の事故の発生を受けて、市内各所の街路樹等を改めて点検し、車道への落雪の可能性がある堆雪や雪塊については適宜除去しており、今後においても事故の未然防止に努めてまいります。

報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

**○中井諒介都市整備部長** 建築指導課職員が公用車を駐車する際に発生した事故について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和8年2月16日、午後4時15分頃、青森市役所本庁舎駐車場内において、建築指導課職員が公用車を駐車する際、前方に駐車していた無人の民間車両に接触したものです。

当該公用車は、市内での現場調査のために使用したものです。調査を終えて帰庁し、本庁舎の駐車場内に駐車しようとした際、車両を切り返す操作の途中でブレーキペダルを踏み損ね、そのまま前方に駐車していた無人の民間車両の前部に接触し、その後、一旦所定の位置へ駐車するため車両を後退させた際、さらに駐車スペース後方の寄せ雪の塊に接触し、公用車後部バンパーを損傷させたものであります。

なお、今回の事故については、相手方の駐車車両に搭乗者はおらず、幸いけが人

は出なかったものの、公用車及び相手方車両ともに損傷が見られたことから、現在、相手方と交渉中です。

これまでも、公用車の運転に際しては、細心の注意を払うよう日頃から職員に呼びかけているところですが、事故の発生を受け、建築指導課職員に対し、公用車の運転に係る注意喚起として、安全運転、安全確認に努めるよう、職員一人一人に改めて周知徹底したところです。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している全国市有物件災害共済にて対応してまいります。

報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」は関連する4件の事故について、一括で報告を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 市道の破損及び橋梁からの落雪に起因して発生した事故4件について、御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

事故の発生は、令和8年2月10日、午後5時30分頃に、幸畑字唐崎の市道筒井幸畑団地線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両のバンパーを損傷したものです。

資料2を御覧ください。

事故の発生は、令和8年2月15日、午後10時35分頃に、県道27号を走行中、上部を交差する市道橋朝日山高田橋からの落雪により、車両のボンネット、バンパー等を損傷したものです。

資料3を御覧ください。

事故の発生は、令和8年2月23日、午後零時55分頃に、南佃二丁目の市道田屋敷14号線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前輪のタイヤ及びバンパー等を損傷したものです。

資料4を御覧ください。

事故の発生は、令和8年2月24日、午後7時30分頃に、新町野字菅谷の市道新町野野木線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の右側前輪のタイヤを損傷したものです。

事故現場については、事故の通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、安全確認等を行ったところです。

なお、今回の事故については、幸いけが人はなく、補償については、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中です。

これまでも、道路破損箇所の早期発見・早期補修については、道路維持課職員の

パトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しておりますほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様へ情報提供の御協力を呼びかけているところではありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の報告につきましては、以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。赤平委員。

**○赤平勇人委員** 今回、この事故報告の4件中3件が穴に落ちたとかという事故だと思うんですけども、もう既に雪解けが進んで、かなり道路の穴とか亀裂とか、そういうものが目立ってきていて、特に今冬は豪雪災害だということもあって、そういった箇所はひよっとしたら多いのではないかなと思うんですけども、何かこう、例えばパトロールの強化だとか、特別な体制などを組む必要あるんじゃないかなと思うんですけども、そういった点について組んでいるのか、もし何か考えなどがあればお示しいただければと思います。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 近年、春が早いといいますか、今年は特にあれだけ雪が降ったのに、もう2月にはどのような状況なんですけれども、これまで3月の中旬以降ぐらいから道路の穴に関する情報提供というのがあったんですけども、やっぱりここ数年、もう3月に入る前とかからそういう情報がたくさん来ております。

それに対して、やっぱり速やかに対応するという必要がありますことから、パトロール体制の拡充等も含めて、あと、まちレポ——フィックスマイストリートに市民からの情報提供をもらっています。併せて、職員総パトロール制度によりまして、通勤経路における道路の不具合を教えてもらうというような体制を取って、広く情報を収集するように努めております。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** うちの町会でもそうなんですけれども、ひよっとしたら除雪を一生懸命頑張った結果かもしれないんですけども、かなり道路がえぐれてしまっているようなところも散見されるんです。

なので、今後それがまた冬を繰り返すたびにどんどんどんどん大きくなっていくこともあると思うので、ぜひ今までよりも、例えば、いわゆる天ぷら舗装だけじゃなくて、強力にちゃんと舗装するだとか、そういった舗装の強化というか修繕の強化というのも、ぜひこれから検討をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「除排雪車両の事故について」報告を求めます。都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 除排雪車両の事故について、御報告いたします。

「除排雪車両の事故について」を御覧ください。

令和8年2月14日、午前1時10分頃、浜館四丁目の住宅地において、市が委託する除排雪事業者のタイヤショベルと近隣住民が接触したものです。

事業者からの聞き取りによりますと、接触した住民は、現在も入院中とのことであり、一日も早い御回復を願っております。

除排雪作業の安全管理につきましては、原則として受託者の責任において行うものではありませんが、市では、安全管理指導として、昨年10月に開催しました令和7年度除排雪事業に関する説明会において、また、同じく10月に開催しました令和7年度除排雪オペレーター講習会においても、安全な除排雪作業について周知をしているところであります。

今回の事故を受けまして、改めて委託事業者に対し、令和8年2月14日付で青森市豪雪災害対策本部長名において、「除排雪作業時における安全管理の徹底について」通知文を送付し、除排雪作業において、一層の安全管理に努め、二度とこのような事故が起こらないよう指導したところであります。

なお、今回の事故につきましては、市が除排雪事業者に委託する作業中の事故であり、市が除排雪事業者と締結している除排雪作業委託契約に基づき、委託事業者が対応することになっております。

御報告は以上でございます。

**○渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。工藤委員。

**○工藤健委員** 時間が午前1時10分なんですけれども、もう少し、この状況というのは分かりますか。どういう状況だったのか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 担当課から御説明いたします。

**○渡部伸広委員長** 道路維持課雪対策室長。

**○福永宏治道路維持課雪対策室長** 雪対策室、福永と申します。

業者が1時10分頃に除排雪作業をしておりました。方向転換するために1回バックしました。それで、左のほうにバックしながら曲がったときに、この住民の方と接触をしたというものであります。

以上でございます。

**○渡部伸広委員長** 工藤委員。

**○工藤健委員** 監視する方もいらっしやったと思うんですけれども、住民の方というのは通勤か何か、こう、どこかから帰ってきたということですか。その辺まで分かりませんか。

**○渡部伸広委員長** 道路維持課雪対策室長。

○**福永宏治道路維持課雪対策室長** 通勤で帰ってきたのか家から出てきたのか、その辺のところは不明であります。

〔工藤健委員「分かりました」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。中村委員。

○**中村美津緒委員** 一般質問でも取り上げました2月6日の事故の報告が今日現在で上がってこない、報告しない理由が成立するのちよっと分からなくて。

なぜ報告が上がらないのか、ちよっと説明をお願いしたいです。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 市が委託をしていることに関しての事故につきましては、これまで人身事故以上のものにつきましては、議会のほうに報告をさせていただいているところであります。

○**渡部伸広委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 人身事故って誰が判断しますか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 事故当事者、あるいは警察からの情報を基に、人身事故以上であるかどうかというところを聞いております。

○**渡部伸広委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 今回、その事業者が警察に人身事故ではなかったって警察に報告してますよね。それで、さらに2月6日、これ、救急搬送されていて、消防は人身だ——人身事故とはつけないけれども——人身であったと言ってますよね。それで、作業日報も不記載。だから、僕はこれは隠蔽しようとしたんでしょって、疑ってますけれども。それで、事業者の社長に聞いてくださいって言いました。一般質問では間に合わなかったみたいだけれども、その後、事業者からこの日報の不記載、そして本人がけがをしてなかったってという理由、どういうふうに今、報告が上がっていますか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 一般質問の再質問にもお答えしましたけれども、事業者への聞き取りをした結果、救急車で搬送されたのは事実なんですけれども、診断の結果、けがではないということを言われたという報告でありました。

○**渡部伸広委員長** 中村委員。

○**中村美津緒委員** 救急搬送されて、市内の医療機関にそのまま救急車が到着して処置を受けたはずなのに、けがはなかった。非常にこれ、不可解というかですね。

それで——いや、これは押し問答になるので——これ、絶対、必ず徹底的にこれ、やろうと思ってます。

そして、令和7年10月24日、除排雪事業に関する説明会を開催しました。令和7年10月31日、オペレーター講習会を開催しました。これ、令和6年度もやってるんですけれども、令和6年10月22日、令和6年10月24日、同じようなことを

やってるんですけども、これ、何社、何名参加しましたか。これ、全社対象にしましたか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 担当課からお答えします。

○渡部伸広委員長 道路維持課雪対策室長。

○福永宏治道路維持課雪対策室長 道路維持課です。

10月24日及び10月31日について、手元に資料がないので説明できないです。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 私から、じゃあ説明いたします。

これは東青除排雪協会を対象にして、これ、全ての業者には、これ、情報行っていないはずですよ。だって、参加した記憶ない、こういった情報来た記憶ないって業者が言ってるんですもん。

だから、一般質問でも言いましたけれども、東青除排雪協会に依存し過ぎて、末端までの本当の下請、孫請のところまで安全管理ってのが徹底されてない。青森市の統治不足。もう、壊れてる。これ、来年度に向けて、これ、徹底的にやり直すべきだと思います。

それで、この2月6日の事故も、これちょっと皆さんに納得できるような説明、後で欲しいのですが、委員長求めてよろしいですか。

○渡部伸広委員長 よろしいですか。その事故の詳細……

〔中村美津緒委員「あと、できれば——いいですか、委員長」と呼ぶ〕

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 市内の医療機関に搬送されたということですので、けががなかったというなら、けががないっていう、そのなんか診断書って出せると思うんですよ。けががありませんでした。救急車で搬送されたけれども、けがはありませんでした。出せると思うんですよ。それまで出してほしいですね。求めます。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事、よろしいですか。

○土岐政温都市整備部理事 まず、事故の報告というのは事業者からは届いております。

それ以外の資料といいますか、書類につきましては、ちょっとこの場では即断——即断というか、お答えすることはできかねますので、後ほど関係者との相談、協議の上、委員長のほうには報告いたします。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 最後に、契約書、仕様書の中に、事故があった場合、当該事故車両と相手車両、つまり物損同士ですね。写真を撮ってそれを提出って書いてるので、写真は提出されてると思うんですよ。相手の写真。それだけを——それは提出できると思うんですよ。それも求めたいと思います。

以上です。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事、よろしいですか。

事故はあったということですよ。

○**土岐政温都市整備部理事** 事故の報告は受けております。

○**渡部伸広委員長** じゃあ、それについては……

〔土岐政温都市整備部理事「先ほどお答えしたとおりでよろしいです」と呼ぶ〕

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** なければ、質疑はこれにて終了します。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡部伸広委員長** また、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。赤平委員。

○**赤平勇人委員** 少し除排雪についてなんですけれども、一般質問を踏まえてなんですけど、まず、今、中村委員からもあった一般質問でもあった話で、いわゆる不適切なSNSへの発信だとか、あるいは私はあおり運転だというふうに捉えたんですけれども、そういったような行為が事業者の中であったのではないかという話があったわけなんですけれども、そういったことが事実であれば、こういったものというのはペナルティーの対象になるのでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 契約内容に基づいて、契約内容に記載しているような事実が確認された際には契約内容に応じた——基づいた対応ということなんですけれども、今、赤平委員が言われた、そのあおり運転、いわゆる危険な運転をしたというような部分などにつきましては、今の契約の条項の中に該当するのかどうかというところは、ちょっとここは専門家の意見も聞かなきゃいけませんけれども、まずはそういう事実——というか記載が——掲載といえますか、投稿があった内容が事実なのかというところで、それがこちらが契約している相手方なのかとか、そういうところの確認が取れば、当然事業者ともヒアリングを行ってというような流れにはなります。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 中村委員も示されたように、材料はあると思うんですね。なので——材料というのは投稿された内容というのはあると思うんです。なので、それが事実なのかどうかというのは、ぜひ検証していただきたいと思うんですけれども、一般質問の答弁なんかも聞いていると、いわゆるこのペナルティーという考え方というのは、指令に対して、何か意図して入ることができなかったことに対するペナルティーだという今までの考え方だと思うんですけれども、こういうような、いわゆる不適切なことをするようなことというの、今後、実際こういう疑いが発生したわけですから、ないわけじゃないと思うんですね——可能性とすればゼロではないかもしれない。

やっぱり市民からすると、ただでさえ除排雪がいつ来るんだということに加えて、暴言を吐かれるだとか、こういうようなことをされるというふうになると、本当にいよいよ信用をなくしてしまうことにもつながってくると思うので、そのルール上の整備というの併せて、今後は検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それからもう1点、様々な資料の公表のお話もありました。この資料の公表は、基本的には市民にも分かりやすいようにしていきたいというお話があったかと思うんですけども、めどといたしますか、いつぐらいとかというのは示せるものなんでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** それは、見やすく正確な形でお示しするという事は、一般質問でもお答えしております。なので、それは整い次第ということになります。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** なかなかいつというのは難しいと思うんですけども、私が大事だと思うのは、例えば事業者がいつ入ったのかとか——いつ作業したのか、その作業日報とか、それはそれで見ることは物すごく大事だと思うんですけども、ただ、実際に入ったのかどうなのか、片方のもう1つの素材ですね。現実としてどうなのか。入ったことにはなっているけれども、本当に入っていなかったということであれば、それはそれでまた問題だと思うんですけども、この片方の入ったのかどうかということを確認する資料といたしますか、検証できる材料というのは、私は例えば、パトロールの記録とかそういったもの以外って現状ではないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その部分は市の見解はいかがでしょうか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 市の指令発出を受けて、担当事業者が作業に入ったことをどうやって確認しているかというところであります。

これまではまず、夜間パトロール——何点かあります。まず1つは、夜間パトロールでの確認、それとあと作業日報の確認、それとあと翌朝のパトロールでの確認、当然作業日報にはタコチャートも出していただいていると……

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 付け合わせる材料が片方でなければ、この資料が正しいのかどうなのかということの何て言うんでしょうね、信憑性というか、そういうものを高めることはなかなか難しいというふうに思うんです。

だから、私は結果として、客観的に入ったのかどうなのかということを確認するためにもGPS等の導入が必要だということを重ねて申し上げたいというふうに思います。

最後、もう1点なんですけれども、ちょっとピンポイントの案件として、新城中央小学校、新城中学校の通学路にもなっている、いわゆる新城山田のほうに県道が

ら上っていく、我々は見道寺の通りというふうに言っていますけれども、あその通り、雪庇が物すごいんです。上に県営住宅があって、その擁壁のところにも物すごく雪庇が1段、2段、3段というふうに、もうついてしまう。

それで、擁壁の管理って今いろんな問題にされていると思うんですけども、基本的にこの擁壁の管理というのは、県営住宅が上に建っていれば県営住宅の管理責任者が、そうやって管理していかなければいけないということに——まず、その確認をしたいと思うんですけども。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** 道路と民地、いわゆる公有地と民地の境界というのがあるわけですね。その擁壁が民地側にあるとすれば、それは当然所有——管理をする義務がありますので、そちら民地側のほうに——そういうことになります。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** そうであれば市のほうから、あその平和台団地ですか——平和台の県営住宅の管理している県のほうに、擁壁に物すごく雪庇がついて、それがいつ落下してくるか分からない、子どもたちはあそこを通れないというような、そういう声がもうずっと長い間あるんです。市のほうから県のほうに、その雪庇の苦情といいますか、相談が非常に多いよと、冬期間注意してくださいねというふうな要請することは可能ですか。

**○渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

**○土岐政温都市整備部理事** それは道路管理者いかににかかわらず、市民の安全のためにということがまずは我々の務めであります。関係者には、そこは要請します。

**○渡部伸広委員長** 赤平委員。

**○赤平勇人委員** 恐らく学校側からも市のほうに市道として何とかしてくれという話はしょっちゅう行っていると思うんですけども、それが道路維持課からなのか都市整備部からなのかはちょっと分かりませんが、ぜひ市のほうから県営住宅のほうに擁壁が——雪庇がすごいよという、管理してくださいねということを、ぜひそれは来冬からでも強く要請していただきたいと思います。

以上です。

**○渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○渡部伸広委員長** 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

( 会 議 終 了 )